

(案)

令和4年10月17日

青森地方最低賃金審議会

会長 石岡 隆司 殿

青森地方最低賃金審議会

青森県自動車小売業最低賃金専門部会

部会長 森 宏之

青森県自動車小売業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年9月16日、青森地方最低賃金審議会において付託された青森県自動車小売業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙2のとおりである。

青森県自動車小売業最低賃金

1 適用する地域

青森県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け、洗車又は賄いの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間919円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和4年12月21日

青森地方最低賃金審議会
青森県自動車小売業最低賃金専門部会委員名簿

公益代表委員

中村円香	日本放送協会青森放送局長
◎森 宏之	青森大学総合経営学部教授
○森 理恵	弁護士

労働者代表委員

秋田谷宗孝	日本労働組合総連合会青森県連合会副事務局長
斉藤隆太	日産サティオ弘前労働組合執行委員長
保土澤貴	アンフィニ青森労働組合書記長

使用者代表委員

小笠原裕	(一社) 青森県経営者協会専務理事
齋藤徳親	(株) 弘善商会取締役社長
坂本 武	青森トヨタ自動車(株)取締役総務部長

◎は部会長、○は部会長代理

(注) 掲載順は、五十音順である。